

鹿児島県環境保健センター公的研究費不正防止計画

令和8年9月1日

鹿児島県環境保健センター（以下「センター」という。）では、「鹿児島県環境保健センターにおける公的研究費の適正な取扱いに関する規程（令和8年9月1日施行）」（以下「規程」という。）第5条に基づき、不正防止計画を下記のとおり定める。

1 センター内の責任体制の明確化

センター所長を最高管理責任者とし、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、不正防止計画推進担当、内部監査の体系を整備し、責任を明確にする。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

公的研究費の使用及び事務手続きについて統一的な運用を図るとともに、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

(2) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について明確に定め、理解を共有するとともに、業務の分担の実態に即した適切な事務分掌を定める。

(3) 関係者の意識向上

職員に対するコンプライアンス研修を年1回実施し、不正防止に向けた意識の醸成を図る。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する運用の透明化

機関内外からの告発等については、規程に定める手続きや処分等について予め構成員に周知するとともに、実際に告発等があった場合には、規程に基づいて迅速かつ適正に処理する。

3 不正を発生させる要因の把握と防止・改善

(1) 不正防止計画推進担当は、不正使用を未然に防止するため、組織全体の関係者の協力により不正を発生させる要因の把握に努め、関係者に自発的な改善の取組を促す。

(2) 内部監査を年1回実施し、改善を要する事案については直ちに対策を講じ、最高管理責任者に報告する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

鹿児島県会計規則等に基づき、適切な予算執行に努めるとともに、公的研究費の使用に関する行動規範に基づき、適正な業務遂行に努める。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の運営・管理体制や、事務処理手続き、使用に関するルール等についての相談窓口、並びに不正行為等に関する通報窓口をセンターのホームページに公開し、その浸透に努める。

6 モニタリングのあり方

コンプライアンス推進責任者に研究費の支出状況等の定期的なモニタリングを義務づけ、その実施状況を統括管理責任者に報告させることで、不正防止の監視体制を構築する。